第 19 回総会　令和６年 12 月 26 日

局　長　起立、一同礼、着席

局　長　総会に先立ちまして、１２月の業務報告をいたします。

――――――――――――――――報告、業務報告――――――――――――――――

局　長　また、公共工事に伴う農地の一時使用届が３件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字右松字〇〇番 1、地目・畑、面積 491 ㎡、使用面積 144 ㎡。所有者の住所・氏名：大字右松・〇〇。場所は、妻地区〇〇集落、〇〇から西に約 100m のところにある農地です。申出人の住所・氏名は、大字山田・〇〇。発注者は、西都市。工事名：〇〇。使用目的：現場事務所設営地　工事車両駐機場、使用期間：令和６年１２月６日から令和７年３月 28 日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

つぎに、土地の所在：大字茶臼原字〇〇番、地目・畑、面積 11,315 ㎡、使用面積 11,239 ㎡。所有者の住所・氏名：大字茶臼原・〇〇。場所は、穂北地区〇〇集落の〇〇にある農地です。申出人の住所・氏名は、高鍋町・九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所。発注者は、九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所。工事名：〇〇。使用目的：工事用地他、使用期間：令和７年１月１日から令和９年３月３１日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

つぎに、土地の所在：大字茶臼原字〇〇番１外１筆、地目・畑、面積 5,308 ㎡、使用面積 5,078 ㎡。所有者の住所・氏名：高鍋町・〇〇　相続人　〇〇外２名。場所は、穂北地区〇〇集落の〇〇にある農地です。申出人の住所・氏名は、高鍋町・九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所。発注者は、九州農政局一ツ瀬川農

業水利事業所。工事名：〇〇。使用目的：工事用地他、使用期間：令和７年２月１日から令和８年３月 31日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

局　長　また、相続届出６件、賃貸借合意解 11 件、使用貸借合意解約２件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局　長　これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会　長　ただ今から令和６年度第 19 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 15 名　推進委員 16 名、合計 31 名の出席であります。本日の議案件数でありますが、６件を提案しております。

議　長　議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。10 番　〇〇委員、25 番　〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議　長　議案第 96 号農地法第５条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第 96 号農地法第５条の規定による許可申請の承認について、議案書２ページの通り申請件数は３件であります。

議　長　１番について特別調査員の報告をお願いします。

3　番　今回は 18 番　〇〇委員と私（3 番　〇〇委員）が会長の命を受けまして、12 月 17 日、午後１時 20 分より、鎌田事務局長と申請書の審査等を実施した後、齋藤主事同行のもと、農地法第５条３件、非農地証明１件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、６番　〇〇委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

18 番　農地法第５条の１番について説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約 200ｍのところにある農地です。渡人から受人への使用貸借権

の設定となります。受人は現在、妻地区にて家族４人で暮らしていますが、現在の住まいでは手狭になり、家を新築する計画を立て、土地を探しておりましたところ、申請地の所有者である、受人の妻の本家の祖父と話がまとまりました。申請地は農地でありますが、休耕しており、本家家族も有効利用を望んでおります。土地の面積が少し広い様にありますが、接道が狭いためにセットバックの必要もあり、また本家との通路や農業の手伝いのための作業場としての利用や、家族で家庭菜園を行うスペースも確保したいと考えております。

申請地は東側は市道を挟んで宅地、西側は農地、南側は市道を挟んで宅地、北側は宅地となっています。雨水は市道側溝へ放流します。汚水、雑排水等は合併処理浄化槽を設置し、既存道路側溝へ排水します。水利組合、土地改良区の同意も得ています。転用する土地の周辺関係者等への同意も得ているとのことです。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第２種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　本案件は面積が 793 ㎡の一般個人住宅です。原則 500 ㎡というのがありますが、受人の妻の本家の農業作業場としての活用も含め、この面積で申請となっております。

議　長　１番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に２番について特別調査員の報告をお願いします。

３　番　農地法第５条の２番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南へ約 200m のところにある農地です。申請人が渡人から売買により所有権の移転を受け、鉄、アルミ、銅などの金属の資材置場を設置するために申請されたものです。周囲の東側は市道、西側は農地、南側は市道、北側は山林となっています。雨水は自然浸透とします。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。申請地は公共投資のない小規模な農地の集団であり第２種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　土地の売買金額は〇〇万円です。本申請地は過去に〇〇が産業廃棄物処分場として利用していた土地を、地元で〇〇をしていた渡人が購入し、農地として改良し、〇〇を植えるため、令和２年に３条申請により取得しております。受人が資材置場用地を探していたところ、売買にいたりました。今回の計画については、周辺の住人には地元の住民である渡人が責任をもって同意を得るとのことでした。

議　長　２番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

５　番　申請人は現在何をされている方ですか。

19　番　大型トレーラーの運転手で、スクラップ等を運搬されておりました。

５　番　解体作業をして、隣の畑にオイルなどが流れるという心配はないのですか。

15　番　〇〇でも計画があった際に、確認したところ、親が電気工事をしているため、配線等を置くという説明をされておりました。

事務局　現地確認の際、特別調査員からも同様の質問があり、銅線などの配線や家電

を持ち込み、分別してリサイクル業者に売るということで、油が流れ出るような事業計画ではないとのことでした。

８　番　周辺に〇〇がありますが、作業中に粉塵が飛散し影響があるといった懸念はないのですか。

事務局　〇〇が利用していた際にそのような影響があったか確認をしておりません。委員から意見が出たため、影響がないような対策を行うことを申請人に指導します。

２　番　現所有者は畑として利用されていたのですか。

事務局　〇〇を植えるという目的で３条申請され、盛土を行い実際に〇〇を植えたとのことですが、すぐに枯れたとのことです。そのため、管理等は行っておりますが、土地を手放したいと思われていたとのことです。

議　長　異議ありませんか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に３番について特別調査員の報告をお願いします。

18 番　農地法第 5 条の 3 番について説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、〇〇の県道を挟んで西側にある農地です。申請人が渡人から賃貸借により借受け、花、野菜、果物の無人販売所を設置するために申請されたものです。周囲の東側は県道、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地となっています。雨水は自然浸透及び南北の側溝に排水します。転用する土地の周辺関係者等への

説明ついては、隣接する〇〇より進入することについて同意を得ているということです。申請地は農地の繋がりが 10ha 未満の第２種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局　申請人は〇〇にある無人販売所を設置している方であり、申請地にも設置したいという事で申請されております。青果物のみを置くという計画です。

議　長　３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　議案第 97 号農地法第３条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局　長　議案第 97 号農地法第３条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書３ページの通り、申請件数は４件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議　長　１番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4　番　１番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。〇〇より南へ約 200m のところにある農地です。先ほどの５条２番の案件の下の段の農地です。受人は〇〇集落で水稲とハウスを含め全体で約 80a 作付されております。現地には〇〇を作付け予定です。土壌の関係でうまく育たない可能性があるため、ポットでの栽培を行うと言われております。申請人の妻の実家が農家であり、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は総額〇〇万円、10a 当り〇〇万円です。

議　長　説明がありました１番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5　番　何も作付けされない心配があります。どのように確認していくのですか。

事務局　作付け状況につきましては、利用状況調査等で確認を行い、作付けされていないようであれば是正の指導を行っていきたいと思います。

議　長　ほかにありませんか。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に２番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4　番　２番を説明します。妻地区と大阪市の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への

贈与による所有権移転となります。〇〇より南へ約 500m のところにある農地です。受人は妻地区でハウスピーマンを約 70a 作付されております。現地にはピーマンを作付け予定で、農地として活用されていくことを確認しております。農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明がありました２番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1　番　３番を説明します。佐土原町の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。〇〇より北西へ約 200m のところにある農地です。現地は何も作付けされておらず、渡人からの要望を受けての購入です。受人の父がハウス栽培をされており、農業に必要な機械等は一式揃っています。現地にはミカンを栽培予定で、周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は総額〇〇円、10a 当り〇〇万円です。

議　長　説明がありました３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24　番　４番を説明します。広島市の渡人から、都於郡地区〇〇の受人への売買による所有権移転となります。〇〇より西へ約 200m のところにある農地です。受人は三納地区〇〇集落でズッキーニを約 31a 作付されております。現地にはズッキーニを作付けされおり、農地として活用されていくことを確認しております。農機具はトラクター1 台、軽トラ 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局　売買金額は総額〇〇万円、10a 当り〇〇万円です。

議　長　説明がありました４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで許可決定いたします。

議　長　議案第98号農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定による承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第98号農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和７年１月６日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書４～７ページのとおり８件であります。

議　長　説明のありました８件の議案のうち、申請番号８番は〇〇委員が受人の案件でありますので、８番を除く７件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に、申請番号８番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

（〇〇委員　退席）

議　長　それでは、8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　引き続き事務局の説明を求めます。

局　長　次に、賃貸借設定分として議案書８～10ページのとおり６件であります。

議　長　説明のありました６件の議案のうち、申請番号１番は〇〇委員が受人に関する案件でありますので、１番を除く５件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に、申請番号１番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

（〇〇委員　退席）

議　長　それでは、1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　議案第99号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第99号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書11～25ページのとおり23件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

申請番号21番及び23番の受人が〇〇となっている案件は8月の総会で説明しました、〇〇の植栽を行う〇〇の追加契約なった分と、新たに〇〇に植栽することになったことによる契約です。

議　長　説明のありました23件の議案のうち、申請番号5番は〇〇委員が受人の案件でありますので、5番を除く22件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　次に、申請番号５番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

（〇〇委員　退席）

議　長　それでは、5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　議案第100号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局　長　議案第100号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書26ページの通り１件であります。

議　長　番について地元委員の説明を求めます。

６　番　１番について説明します。申請地は三納地区〇〇集落に点在する農地です。今回の申請は申請人が所有している農地でありますが、ほぼ竹藪となっており、

10 年以上耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難な土地であることや、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから非農地判断事由 4 と 5 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議　長　説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議　長　議案第 101 号西都市農地移動適正化あっせん基準(見直し案)の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局　（事務局説明）

議　長　説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員　なし）

議　長　異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議　長　賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議　長　暫時休憩。

議　長　ただ今から協議会とします。

――――――――――――――――――――――協　議　会――――――――――――――――――――――

議　長　休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局　長　起立、一同礼、解散

午後４時 50 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

10　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

25　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿